

診療報酬 医科	基本診療料	初・再診料		入院中以外の患者	入院中の患者			介護老人保健施設 に入所中の患者	介護老人福祉施設 に入所中の患者
					医療保険適用病床	介護療養病床等(老人 性痴呆疾患療養病棟 の病床を除く。)	介護療養病床等(老人 性痴呆疾患療養病棟 の病床に限る。)		
						(短期入所療養介護を受けているものを含む)			
				算定可	-	-	-		
		入院料等	入院基本料 入院基本料加算及び特定 入院料 (診療所老人医療管理料)	-	算定可	算定不可	算定不可 精神科措置入院診療 加算のみ算定可		
	特掲診療料	指導管理	入院栄養食事指導料 薬剤管理指導料 退院指導料 (老人) 退院前訪問指導料 診療情報提供料 上記以外	-	算定可	算定不可	算定不可	別表第一第三章によ り点数が算定される べき療養	特別養護老人ホーム 等における療養の給 付(医療)の取扱いに ついて(平成14年3 月11日保医発第 0311002号)を参照
				別紙2のとおり		別紙2のとおり	別紙2のとおり		
				算定可		算定不可			
		在宅医療	在宅患者訪問看護・指導 料 在宅訪問リハビリテー ション指導管理料 在宅患者訪問薬剤管理指 導料 在宅患者訪問栄養食事指 導料 退院患者継続訪問指導料 上記以外	算定不可(癌末期 患者等*を除く。)	-	-	-		
				介護保険適用病床 からの退院の場合 は不可					
				算定可		算定不可			
		検査	すべての項目	算定可	算定可	算定不可	算定不可		
		画像診断	エックス線診断料(単純撮 影のみ) 写真診断(単純撮影) 撮影(単純撮影) 上記以外	算定可	算定可	算定不可	算定不可		
		投薬	すべての項目	算定可	算定可	算定不可	算定不可		
		注射	すべての項目	算定可	算定可	算定不可(1)	算定不可		



改正後
(別紙1)

リハビリテーション (老人理学療法及び老人作業療法についても理学療法及び作業療法と同様)	理学療法	算定可	算定可	算定不可	算定不可
	作業療法 言語聴覚療法 摂食機能療法 (老人)リハビリテーション 総合計画評価料	-			
	入院生活リハビリテーション管理指導料	算定可	算定可	算定可	算定不可
精神科専門療法	入院集団精神療法	-		算定不可(特定診療費のうち精神科専門療法を算定していない日は算定可)	算定不可(特定診療費のうち精神科専門療法を算定していない日は算定可)
	入院生活技能訓練療法	算定可	算定可		
	精神科作業療法 精神科退院指導料 精神科退院前訪問指導料 痴呆性老人入院精神療法	-		算定不可	算定不可
	上記以外	算定可	算定可	算定可	算定可
処置	厚生大臣が別に定める一部の処置 上記以外	算定可	算定可	算定不可	算定不可
手術		算定可	算定可	算定可	算定不可
麻酔		算定可	算定可	算定可	算定不可
放射線治療		算定可	算定可	算定可	算定不可

歯科			情報提供料	別紙2のとおり	算定可	算定可	算定可
			老人訪問口腔指導管理料	算定不可			
			歯科口腔衛生指導料	算定不可(歯科医師による居宅療養管理指導が行われていない月は算定可。)			
			歯周疾患指導管理料				
			歯科特定疾患療養指導料				
			歯科口腔疾患指導管理料				
老人歯科慢性疾患生活指導料	算定不可						
訪問歯科衛生指導料 在宅患者訪問薬剤管理指導料							
			歯科衛生実地指導料	算定不可(歯科衛生士による居宅療養管理指導が行われていない月は算定可。)			
			上記以外	算定可			
調剤			薬剤服用歴管理・指導料	算定不可(薬剤師による居宅療養管理指導が行われていない月は算定可。)	-	-	-
			薬剤情報提供料1及び2				
			長期投薬情報提供料1及び2				
			医薬品品質情報提供料				
			調剤情報提供料 服薬情報提供料				
			在宅患者訪問薬剤管理指導料	算定不可			
			上記以外	算定可			
訪問看護療養費			基本療養費	算定不可(癌末期患者等*を除く。)			
			基本療養費	算定可			
			管理療養費	算定不可(癌末期患者等*及び基本療養費を算定する場合を除く。)			

1.注射に係る薬剤の費用のうち、エリスロポエチン(人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限る。)については算定可

(この表の見方)

-  は算定不可であるもの
-  は一定の条件付きで算定不可であるもの
- は算定がありえないもの